「男女平等参画のための東京都行動計画 平成 16 年度取組実績」

2 5 日本労働組合総連合会東京都連合会

行動計画記載の内容等

1 子ども看護休暇の創設

子どもの病気のためだけでなく、健康診断にも使えるよう1日単位で取得可能な「子ども看護休暇」 の労働協約化を進める。

2 男性の育児休業取得促進

男性の意識改革を進める取組みとともに、社会全体で子育てを支える仕組みづくりに向けた、子育てに関する調査・研究を行う。

3 労働時間の短縮

年間総労働時間 1,800 時間はもとより、1日の労働時間の短縮をめざす。

4 職場における男女平等の推進

改正均等法により、制度上の男女差別は見られないが、慣行に基づく男女差別も見られることから、 職場上における性別役割分業意識を改善していく取組みを進める。

16 年度の具体的取組内容	実 績
育児・介護休業法の改正法案では、「子ども看護休暇」について、努力義務から労働者の申し出により年5日を限度に取得できるとなっている。各組合の労働協約改定の取り組みに盛り込むよう働きかける。	改正育児・介護休業法の国会審議の傍聴行動 2004年11月12日、17日(採択) これを受け、2005春季生活闘争の中で、 子ども看護休暇、及び有期契約労働者にも 育児・介護休業の適用となったことから、 これらの制度について資料を配付し、学習 会を行った。 実態は次世代支援対策推進法に伴う行動 計画の策定とあわせて内容の整備をは かった。
次世代育成支援対策推進法の制定により、一般事業主の行動計画策定が義務づけられることになった。行動計画策定にあたって、職場における「男性も含めた働き方の見直し」を新たな課題として位置づけ、行動計画策定に盛り込むよう働きかける。また、行動計画策定状況調査を、連合本部を通じて行う。	行動計画の策定状況は、女性委員会等で随時報告とヒヤリング2004年12月連合東京女性セミナーの場で行動計画等両立支援策に積極的な組合の取り組み事例などを紹介大手企業を中心にほぼ2005年3月末もしくは4月に入り届け出を済ませている。制度は法律より上回っている内容がほとんどなので、運用をどのようにしていくのか?を労働組合としても働きかけた。行動計画を策定しただけでは効果はあがらないことから、実績報告とその後の計画等チェック機能を盛り込んだ。
	連合は2004年10月6日の中央委員会で「男女雇用機会均等法の抜本改正要求」を決定。 2004年6月16日(水)10時~12時東京都産業労働局との女性労働情勢懇談会を開催
連合男女平等局内に設置されている男女雇用機会 均等法改正検討会での議論経過を経て改正均等法の 取り組み方針を決定する。 男女平等月間(6月)に合わせて、街頭でのキャン	2004年6月16日(水)18時30分~ 男女平等月間 女性キャンペーン行動 男女平等月間にちなみ、連合の均等法改正要 求内容を盛り込んだリーフレットを配布し、 通行人に働く女性の実態などを訴えた。
ペーン活動、東京都産業労働局との女性労働情勢懇談会を開催する。	2005年3月8日(火) 3.8国際女性デー~キャンペーン活動と中央集会 16:00~有楽町マリオン前で 3.8 国際女性デーの主旨を連合が求める男女雇用平等法について訴える。通行人にはバラを配布した。 18:00~よみうりホールにて中央集会を開催男女差別につながる職場の実態を寸劇で訴えた

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成 16 年度取組実績」